

社会福祉法人紀和福祉会
指定介護老人福祉施設やまぼうし

介護老人福祉施設 やまぼうし
事故発生の防止及び発生時対応の指針

2013.12.01 作成
2017.02.16 改訂

目 次

第1条（総則）

第2条（委員会の設置）

第3条（安全対策担当者）

第4条（事故発生の防止のための職員研修に関する基本方針）

第5条（報告システム）

第6条（事故等発生時の対応に関する基本方針）

第7条（入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針）

第8条（委員会の任務）

第9条（所掌業務）

第10条（個人情報の保護）

第11条（職員の責務）

第12条（指針等の見直し）

第1条（総則）

この指針は、介護老人福祉施設 やまぼうし における介護・医療事故を防止し、安全かつ適切に、質の高い介護・医療を提供する体制を確立するために必要な事項を定める。

第2条（委員会の設置）

前条の目的を達成するために、当施設に「事故防止委員会」（以下「委員会」と略す）を設置する。

（1） 委員会は、次に掲げるもので構成する。

ア 施設長（管理者）

イ 事務課長

ウ 医師

エ 看護課長

オ 介護課長

カ 介護支援専門員

キ 生活相談員

ク 機能訓練指導員

ケ 管理栄養士

（2） 委員長は施設管理者とする。

（3） 委員会は委員長が召集し、議論すべき事項は、委員にあらかじめ通知する。

（4） 委員会は、毎月1回の定例開催及び委員長の判断による臨時会を開催する。

（5） 委員長は、必要と認めるときは、参考人として関係職員の出席を求め、意見を聴取することが出来る。

第3条（安全対策担当者）

介護・医療安全対策に資するために、安全対策担当者を置く。

（1） 安全対策担当者は介護部門の責任者とし、管理者が任命する。

（2） 委員長が安全対策担当者の統括を行う。

（3） 安全対策担当者は、委員長より以下の権限を与えられる。

- ア 「事故」及び「ヒヤリ・ハット」事例の報告システムの管理を行なう。
- イ 報告システムによって収集した事例について、医師を含む関係職員への面談、事実関係調査を行う。
- ウ 報告システム以外からリスクを把握し委員会への報告を行なう。
- エ 委員会で策定した防止策の実行指導・支援、改善点検を行なう。
- オ 介護・医療安全対策に関する職場点検と改善を行なう。
- カ 介護・医療安全対策に関する情報収集を行なう。
- キ 介護・医療安全対策に関する研修計画立案を行なう。
- ク 介護・医療安全対策に関する施設内調整を行なう。
- ケ 報告システムによって収集した事例の原因分析及び防止対策を、委員会で策定する際のまとめ役を担う。
- コ その他の介護・医療安全対策に関する活動を行なう。
- サ 活動内容について委員会に報告を行なう。

第4条（事故発生の防止のための職員研修に関する基本方針）

委員会において策定した研修プログラムに基づき、職員に対し年2回「事故発生の防止のための研修」を実施するほか、新規採用者がある場合は、その都度、「事故発生の防止のための研修」を実施する。

第5条（報告システム）

報告システムを以下のとおりとする。

（1）〈事故報告〉

施設内で介護・医療事故が発生した場合、当該事故に関与した職員は、応急処置又はその手配、拡大防止の措置及び上司への報告など必要な処置をした後、速やかに別に定める「事故報告書」を安全対策担当者に提出する。事故報告を受けた職員は、直ちに管理者（管理者が何らかの理由により不在の場合は、予め定められた順位の者）に報告し、管理者は安全対策担当者及び所要の職員に事故内容を伝達するとともに対応を指示する。事故対応終了後、安全対策担当者は当該事故の評価分析

を行ったうえで、委員会に報告する。

(2) 〈ヒヤリ・ハット事例報告〉

施設内でヒヤリ・ハット事例が発生した場合は、関係した職員は別に定める「ヒヤリ・ハット報告書」を作成し、安全対策担当者に報告する。安全対策担当者は、報告されヒヤリ・ハットをとりまとめたうえで、委員会に報告する。また、「ヒヤリ・ハット報告書」は個人情報保護に配慮した形で取りまとめの上、関係職員で共有し、介護・医療事故の防止に積極的に活用する。なお、ヒヤリ・ハット事例を提出した者に対し、当該報告を提出したことを理由に不利益処分を行わない。

第6条（事故等発生時の対応に関する基本方針）

事故等発生時には、下記により速やかに対応する。詳しい対応については別に定める。

(1) 当該入居者への対応

施設内で介護・医療事故が発生した場合、入居者に対し必要な処置を行う。また、事故の状況及び事故に際してとった処置については必ず記録し、損害賠償の責めを負う必要があるときは、速やかに応じる。

(2) 家族等に対する説明・連絡

家族に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡をする。

また、事故の発生状況については、適切な説明が迅速に行えるように努める。

ア 事故発生状況及び関係職員の対処の状況

イ 事故の発生原因及びその再発防止策

ウ 事故による損害が発生している場合においては、施設の損害責任の有無

(3) その他の連絡・報告について

県・市町村等に対して事故等の必要な報告を行う。

第7条（入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針）

本指針は、入所者あるいはその家族の求めに応じて常時閲覧できるようにする。また、ホームページ等にて情報公開するものとする。

第8条（委員会の任務）

委員会は、管理者の命を受け、所掌業務について調査、審議するほか、所掌業務について管理者に建議し承認されたものについて実行し、調査、審議の結果については、管理者に報告するものとする。

第9条（所掌業務）

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

〈安全対策に関する事項〉

- ア 報告システムによる事故及びヒヤリ・ハット事例の収集、分析、再発防止策の検討・策定、防止策の実施、防止対策実施後の評価に関すること。
- イ 報告システム以外からのリスクの把握、分析、再発防止策の検討・策定、防止策の実施、防止対策実施後の評価に関すること。
- ウ 介護・医療安全対策のための職員に対する指示に関すること。
- エ 介護・医療安全対策のために行う提言に関すること。
- オ 介護・医療安全対策のための研修プログラムの検討及び実施、広報（開示を含む）及び出版の実行に関すること。
- カ その他、介護・医療安全対策に関すること。

第10条（個人情報保護）

委員は、個人情報保護のため以下の事項を遵守する。

- (1) 委員は、委員会で知り得た事項に関しては委員長の許可なく他に漏らしてはならない。
- (2) 委員は、委員長の許可なく事故報告書、ヒヤリ・ハット報告書、分析資料、委員会議事録、事故調査報告書等の事故、紛争、ヒヤリ・ハット事例に関する全ての資料を複写してはならない。
- (3) 委員は、委員長の許可なく事故報告書、ヒヤリ・ハット報告書とその統計分析資料等を研究、研修等で利用してはならない。

第11条（職員の責務）

職員は日常業務において介護・医療の安全と安心を確保するために、入居者との信頼関係を構築するとともに、介護・医療事故の発生の防止に努めなければならない。

第12条（指針等の見直し）

本指針等は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。